**大田区地域包括支援センター運営に関する提言書**

**はじめに**

現在、大田区の高齢者人口は16万６千人程度となっており、介護ニーズが高まる後期高齢者人口は増加傾向にある。そのため、地域包括支援センター（以下、「センター」という。）には介護予防や生活支援等において更なる取組が求められる。一方で未だ収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症は、社会や人々の生活だけでなく、地域包括支援センター業務にも大きな影響を与えている。

そうした中、令和２年６月の介護保険法改正では、「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代のすべてが75歳以上となる令和７年（2025年）に向け、いわゆる団塊ジュニアの世代が65歳に到達する令和22年（2040年）も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることが打ち出された。

さらに、同じく令和２年６月の社会福祉法改正では、新たな事業「重層的支援体制整備事業」が創設された。区市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、属性・世代を問わない包括的な相談の受け止め、参加支援や地域づくり、アウトリーチ等を通じた継続的支援を、多機関協働の支援体制によって実現することを目指すものである。

区においても、令和３年３月に策定した「おおた高齢者施策推進プラン」(大田区高齢者福祉計画・第８期大田区介護保険事業計画)の中では、大田区版地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築に向けた取組として、「複合課題に取り組む個別支援」と「支援と共生の地域づくり」を２つの取組の柱として掲げている。地域の身近な窓口として、包括的な相談支援の中核を担う地域包括支援センターへ期待される役割は大きい。

第７期（平成31年度・令和２年度・３年度）大田区地域包括支援センター運営協議会では、第６期（平成28年度・29年度・30年度）の提言内容を踏まえて、センターの抱える課題の解決や機能強化を目指して議論を重ねてきた。その結果を踏まえ、以下のとおり提言を行う。

**１　地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現に向けて**

今後さらに増加が予測される単身高齢者が地域や社会と繋がっていくために、見守り支援体制づくりを充実させるとともに、地域での交流・参加の機会を生み出しながら、助け合いの関係づくりが必要となる。加えて、高齢者への権利擁護支援だけでなく、その家族を含めた多世代に関わる複合課題への対応が急務となる。高齢者やその家族が抱える多様な課題に寄り添う地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制の構築を図り、関係機関との連携による迅速なサービス提供がより一層求められることから、次のような取組が必要である。

（１）複合課題を抱える方への包括的な支援体制を整備し、多機関との連携をスムーズに行えるよう積極的に情報交換を行い支援すること。特に、いわゆる８０５０問題・ダブルケア・ヤングケアラーなど世帯全体を対象として捉えなければならないケースも増えている中、重層的な支援を強化すること。

（２）高齢者の社会生活の拡大をめざすセンターとシニアステーションの連携など様々な事業との連携強化を図り、参加支援の取組を強化すること。

（３）センターが地域に根差した相談支援機関となるよう、地域住民や関係者とともに地域生活課題の解決に向けて地域づくりに取り組むこと。

（４）権利擁護支援機関としての専門性を発揮するとともに、必要に応じて他の専門職や相談機関による助言・指導の機会を活用できるよう、センターとの情報共有を密に行い協力体制を構築すること。

**２　地域包括支援センターの機能強化・業務の効率化について**

２２か所あるセンターにおいて、その地域によって相談内容にも特性がある。近年多様なニーズへの対応が増えてきている中で、業務の効率化及び対応職員の質的向上も重要な取組となっている。引き続き、サービス向上や多機関協働の展開を目指す観点から以下の継続的な取組を求める。

(１)センター職員だけでなく、運営受託法人とも連携し、人材育成の支援や、安心して働ける環境の整備を行うこと。

（２）センター職員の資質と意識の向上を図るよう、研修制度の充実等、人材育成に力を入れるよう努めること。

（３）必要に応じてWeb会議等を取り入れ、業務の円滑化・効率化を目指すこと。

（４）各センターの機能強化のみならず、多機関やセンター間での効果的な連携に向け、支援をすること。

**３　事業評価のありかたについて**

大田区は区独自の評価指標を策定し、令和元年度では、評価の体系Ⅰ「地域包括ケアシステムの理念・区方針を踏まえた計画・体制・組織運営」、令和２年度では評価の体系Ⅱ「組織及び支援基盤の構築と強化」Ⅲ「地域特性を活かした地域包括ケアシステムの深化・推進」での評価を実施した。

令和３年度からは、評価の透明性及び区とセンターとで共通認識を持つため、国の評価指標と区の独自指標を用いて対話型の「話し合い」形式での実施を試みている。センターのより適正な評価につながるような事業評価の実施を希望する。

1. 実績だけでなく、重層的支援の展開など他機関との連携やつながりを含めた評価を行うこと。

（２）利用者・民生委員・介護支援専門員へのアンケートを実施し、包括評価に多角的な視点を含めるよう、努めること。

（３）区・センター・運営受託法人での意見交換を行い、相互のフィードバックの視点を取り入れること。

（４）事業計画の達成度の向上に向け、各センターの評価結果を活かした取組状況について、データを可視化し共有すること。

**４　認知症施策推進への取組**

認知症高齢者の支援については、令和元年６月18日に認知症施策推進大綱が取りまとめられ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指して、大田区でも事業実施を行っている。

若年性認知症の方への支援や、認知症検診推進事業を開始しているが、さらなる取組を期待する。

(１)認知症の早期対応に向けた認知症検診の実施や、検診受診者のセンターへの情報提供の仕組みを活用して、認知症予防の取組に活かしていくこと。

（２）認知症についての理解促進や本人・家族への支援が広まるよう、地域に向けた働きかけを行うこと。

（３）若年性認知症の方への支援について、拡充や周知に努めること。

**５　災害時や感染症発生時における事業継続に向けた取組について**

近年の激甚化する自然災害の発生、また、感染症のまん延による緊急事態が宣言される状況にあっても、地域包括ケアへのニーズは増えることはあっても減ることはなく、区の担当部局との協力のもと、各地域包括支援センターはそれぞれに工夫と努力で対応してきた。具体的な対応や対処方法及びそれらから得られた知見を共有し、よりよい対応に向け準備する必要がある。

(１)災害発生時など未曾有の事態においても、センターがその機能を可能な限り維持できるよう体制づくりに取り組むこと。

（２）コロナ禍で得た新たな知見や視点を共有していくこと。

（３）必要に応じてリモート環境を取り入れられるよう、センターの事業発展に向けた環境整備に向け尽力をすること。

令和４年３月７日

第７期大田区地域包括支援センター運営協議会